

家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の一部を改正する件について（通知）

環自総発第1308304号

平成25年8月30日

環境省自然環境局長から 各都道府県知事
・指定都市・中核市の長あて

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）等の施行に伴い、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準の一部を改正する件」が別添のとおり平成25年8月30日環境省告示第82号として告示され、平成25年9月1日から適用されることとなったので通知する。

家庭動物等については、改正法に明記された所有者等の終生飼養の責務を果たすこと等、この基準に基づく適正な飼養及び保管の実践に努めることが必要であることから、貴管下の住民等への周知に格段の御配慮をお願いします。